

令和元年度（2019年度）第1回

# 原子力防災に関する連絡会議

## 会 議 録

日 時：令和元年（2019年）7月25日（木）午後1時30分開会  
場 所：札幌国際ビル 8階 国際ホール

## 1. 開 会

【事務局（片岡主幹）】 定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度第1回原子力防災に関する連絡会議を開催いたします。

まず初めに、北海道総務部危機対策局原子力安全対策課長の阿部より、開催に当たりご挨拶申し上げます。

【阿部課長】 北海道原子力安全対策課長の阿部でございます。

皆様には、日ごろから原子力防災対策推進に向けましてご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、本会議におきましては、原子力防災対策推進に向けまして、後志管内と避難先自治体との協力連携の強化、あるいは、自治体間の情報共有等を図る目的で開催しているものでございまして、今回で14回目の開催となるところでございます。

この間、皆様のご協力のもと、さまざまな取り組みを進めてきたところでございまして、昨年10月には台風との複合災害を想定した大規模な防災訓練も行いましたし、本年2月におきましては、全国に先駆けて、フルブラインド型の訓練を行ったところでございます。

皆様には、多大なご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。今後とも、より実効性のある防災体制の構築に向けまして、引き続き、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議におきましては、5月末開催の北海道防災会議において決定されました北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正の概要、今年度の原子力防災訓練等につきまして説明させていただきます。

また、内閣府から情報提供をいただくほか、北海道電力から泊発電所の審査の状況、あるいは、防災の取り組み状況について報告をいただく予定でございます。

限られた時間となりますが、皆様から幅広いご意見、ご要望をいただければ幸いです。

それでは、本日の会議をよろしくお願い申し上げます。

【事務局（片岡主幹）】 それでは、議事に入らせていただく前に、配付している資料の確認を行います。

お手元の資料で、まず、資料1-1といたしまして、北海道地域防災計画（原子力防災対策編）の修正概要について、その下に、同じく防災計画に関する新旧対照表を資料1-2としてつけております。それから、資料2といたしまして、令和元年度北海道原子力防災訓練について、その下が資料3といたしまして、原子力防災計画に基づく通報連絡体制及び通報連絡方法について、資料4といたしまして、原子力災害対策指針の改正についてです。

資料は以上となりますが、不足等はありませんか。不足があれば、お申しつけいただければと思います。

また、資料でお気づきの点がございましたら、随時、お申しつけいただければと思いま

す。

なお、ただいま挨拶にもありましたとおり、その他といたしまして、北海道電力から説明をいただきますが、その資料は後ほど配付させていただきます。

また、スムーズな議事進行を図るため、あらかじめ北海道電力の方々に事務局の後方に控えていただいておりますので、ご了承のほどをよろしく願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は、当会議運営要領の4の(2)に基づき、原子力安全対策課長が行うこととします。よろしく願いいたします。

## 2. 議 事

【阿部課長】 それでは、議事に入ります。

まず、議題(1)の北海道地域防災計画(原子力防災計画編)の修正について、事務局から説明いたします。

【事務局(片岡主幹)】 私から、北海道地域防災計画(原子力防災計画編)の修正について説明させていただきます。

経過といたしましては、北海道地域防災計画については、本年5月30日に開催した北海道防災会議において、今回お配りしている内容についてお諮りし、決定されたところでありまして、その内容につきましてご報告させていただくものでございます。

今回の修正につきまして、資料としては、資料1-1概要、資料1-2新旧対照表を用意しておりますが、説明は資料1-1でさせていただきます。

2の主な修正の概要をご覧いただきたいと思っております。

今回の修正につきましては、大きく四つの項目から成る修正を行ったところでございます。

まず、(1)番の国の防災基本計画の修正を踏まえた修正でございしますが、泊村で震度6弱以上の地震が発生した場合に警戒事態に該当するわけですけれども、その場合の活動といたしまして、まずは自然災害発生時の連絡体制の確保をしっかりとすること、それから、発電所の被害状況に応じて住民の避難準備等の災害応急対策に対応する活動体制を整えるということで修正を行ったところでございます。

それから、(2)番の原子力防災訓練の実施結果を踏まえた修正でございしますが、一つ目につきましては、道災害対策本部と道現地災害対策本部との間の連絡調整の円滑化を図るため、現地災害対策本部各班の所掌事務について、所要の修正を行いました。

それから、二つ目は、原子力災害の進展状況に応じて、防護措置の実施方針の案を作成することを明記したということですが、この二つについては、道の災害対策本部内での連絡調整、その他の活動内容について、より機能的となるように訓練の実施結果を踏まえて改善を図ったという位置づけとなっております。

それから、三つ目の避難先における一時滞在場所の設置及び運営に係る道の支援に関する規定を追加したということは、一時滞在場所の設置に当たっては、関係町村から道に支

援を要請いただきまして、道はその支援のために職員を一時滞在場所に派遣することとしておりますので、その内容を追加したということでございます。

それから、(3)番は、防災関係機関の処理すべき業務の修正でございますけれども、皆様ご承知のとおり、後志自動車道が開通いたしましたので、それに鑑みまして、原子力防災においても、指定公共機関である東日本高速道路株式会社北海道支社が処理すべき業務に関する規定を追加したものでございます。

(4)番として、その他は、原子力災害対策指針の改正などを踏まえた規定の整備を行ったものでございます。文言の修正でございます。

なお、修正後の計画につきましては、新旧対照表をご用意しているほか、当課のホームページにも掲載しておりますので、必要に応じてご確認くださいと思います。

簡単ではございますが、計画の修正の説明は以上です。

【阿部課長】 ただいまご説明のあった事項について、ご質問あるいはご意見等がございますか。

(「なし」と発言する者あり)

【阿部課長】 次に、議題(2)の令和元年度北海道原子力防災訓練について、事務局から説明をいたします。

【事務局(木村主任)】 原子力安全対策課の木村と申します。

私から、令和元年度北海道原子力防災訓練について説明させていただきます。

まず、お手元の資料2をご覧ください。

1の訓練の目的としましては、防災関係機関が協力して原子力防災対策を円滑に実施できるよう、そして、関係機関の連携と防災技術の向上を図るとともに、地域住民の方々の防災意識高揚、理解促進を図るものとなっております。

次に、2の訓練の主催につきましては、北海道と地元のUPZ内13町村で実施させていただきます。

次に、3の実施時期についてですが、こちらは来年2月に厳冬期の原子力災害を想定して意思決定訓練と実動訓練の2回に分けて実施させていただく予定となっております。

具体的な日付につきましては、意思決定を中心とした図上訓練を2月6日、住民の方々の避難を含めた実動訓練を2月13日に実施する予定とさせていただきます。

次に、4の訓練内容について、下の表のとおりですが、まず、2月6日のオフサイトセンターの運営訓練や、道や町村の災害対策本部運営訓練を実施させていただきます。

この中で、オフサイトセンターの運営訓練につきましては、昨年度の冬期の要素訓練でも行わせていただいたのですが、ブラインド方式による実施を計画させていただいております。

また、今年度は、国においても、共催の形で協力いただく予定となっております。

次に、2月13日に実動訓練では、住民避難訓練としまして、住民避難の対象地域を泊村、共和町、神恵内村、積丹町、古平町、余市町を対象として実施させていただく予定と

なっております。

主な内容としましては、昨年12月に開通した後志自動車道を活用した新たな避難経路による避難、実動機関による住民避難支援の実施、要配慮者等の避難の実施、輸送を担う民間事業者の防護対策実施、一時滞在場所の設置運営訓練などとなっております。

また、そのほかに、原子力災害医療活動訓練としまして、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難退域時検査、簡易除染など、緊急時環境放射線モニタリングなどの訓練を実施させていただき予定となっております。

関係自治体の皆様におかれましては、例年、訓練実施に関して格別のご協力をいただいているところでございますが、今年度も改めましてご協力をお願いしたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

訓練の説明につきましては以上です。

【阿部課長】 ただいまの説明事項について、ご質問、ご意見等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

【阿部課長】 では、続きまして、議題(3)のその他といたしまして、原子力防災計画に基づく通報連絡体制及び通報連絡方法について、事務局から説明いたします。

【事務局(木村主任)】 通報連絡体制及び通報連絡方法について説明させていただきます。

こちらは資料3になりますが、通報連絡体制及び通報連絡方法については、既に皆様もご承知のこととは思いますが、確認の意味を含めて、簡単に説明させていただきます。

まず、1番の通報連絡体制についてですが、フロー図のような連絡経路となっておりますので、こちらを確認いただきたいと思います。

緊急時におきましては、PAZ、UPZの町村の皆様に対しては、事業者、原子力規制委員会、そして、道原安課から通報連絡をいたします。

次に、避難先等となる市町村には、道原安課から通報させていただきます。

その他、13町村以外の道内の市町村の皆様に対しては、道の各振興局を通じて遅滞なく情報提供をさせていただきます。

次に、2番の通報連絡方法についてになります。

①のPAZ・UPZの町村の皆さんにつきましては、毎月、通信連絡訓練を実施しておりますが、専用回線電話、そして、ファクスにより連絡をさせていただきます。

②の避難先となる市町村等については、対象市町村の皆様に対して原子力安全対策課から電子メールを一斉送信させていただきます。

③の13町村以外の道内市町村については、各振興局を通じまして電子メールで一斉連絡させていただきます。

最後の②の避難先となる市町村の皆様につきましては、例年、2回ほど通信連絡訓練を実施させていただいておりまして、今年度も8月に実施を予定しております。

実施予定日については、8月5日に実施を予定しております。こちらにつきましては、実施日、実際の訓練の流れなどを改めてご連絡をさせていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

【阿部課長】 ただいまの説明事項について、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。  
(「なし」と発言する者あり)

【阿部課長】 なければ、次の議題に入りたいと思います。

次に、内閣府の藪本専門官から、原子力災害対策指針の改正について説明をお願いしたいと存じます。

【内閣府（藪本専門官）】 内閣府の藪本です。

国からの情報提供という形で、原子力災害対策指針の改正について説明したいと思いません。

資料4を用いて説明します。

資料4は、今年7月3日の原子力規制委員会資料そのものとなっております。

1枚目の2ですが、1番から7番に掲げていることについて、主に改正しております。具体的には新旧対照表をもとに説明したいと思います。

新旧対照表の4ページでは、今まで括弧書きでわかりにくかった施設敷地緊急事態要避難者について、この二つの丸で要配慮者、要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当する者という形で具体的に書いております。

めくっていただいて、今回の改正のメインとしては、新旧対照表15ページ目になりますけれども、安定ヨウ素剤の服用についてということで、4行目あたりで年齢が低いほどリスクが高いことや、同じページの二つのポツの安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は妊婦、授乳婦及び未成年者であるといった感じで、明記されております。

もう一つは、16ページの最後のポツですが、薬局でも安定ヨウ素剤を配付することができるということを今回の改正で書いております。これらが事前対策の項目で書いております。

緊急事態応急対策の項目ですが、例えば、新旧対照表の20ページの③の安定ヨウ素剤の配布及び服用という項目で、「安定ヨウ素剤の服用に当たっては、以下の点に留意すべきである。」ということで、ここでも留意事項として明記しております。

先ほど申し上げた妊婦、授乳婦、未成年者は安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者であるとか、副作用について可能性は極めて低い、甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的健康影響は単回復用で生じる可能性は極めて低い、地方公共団体は、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者や保護者等が服用をちゅうちょすることがないように、服用による副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時から住民に周知を行うといったことを明記しております。

この改正案については、7月3日付の規制委員会で諮られて、その場で了承されまして、

その下部マニュアルである「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」も了承され、これらについて、規制委員会のホームページに最新版が掲載されているところです。

もう一点、資料は用意していませんが、情報共有です。

先週7月17日の原子力規制委員会において、次の原子力災害対策指針の改正について諮られております。

内容としては、EAL (Emergency Action Level) の適正化と、核燃料物質等の輸送時の災害対策は、指針で余り具体的に明記されていないので、もっと書けないかということで再検討が始まっております。

EALについては、何が問題になっているかということ、通報の内容によっては、周辺地域への影響がないのにSE (施設敷地緊急事態) と判断して要配慮者の避難の実施が必要となるケースが生じてしまうことです。これは規制委員会における更田委員長からの発言ですが、具体的にどういうことをイメージしているかということ、四国電力(株)伊方発電所の事業者防災訓練がありまして、シナリオは廃棄物のドラム缶が転倒したことが起因で敷地内の空間線量率が上がったという想定をしました。これは、いわゆる10条事象ですけども、今の指針で言うとSEに該当します。SEに該当するということは、ただ単にドラム缶が転倒したのが起因ですけども、要配慮者が避難してしまう。

そこで、規制委員会で、確かに10条事象に該当するのだけれども、SEには該当しないという判断をして訓練した経緯があります。

いわゆる10条事象といっても必ずしもSEにならないようなケースもあるのではないかと、その辺をよく整理して、場合によってはEALについても所定の見直しを行うということを検討していく予定と聞いております。

これらについて、規制委員会では年内を目途に改正予定とのことです。

【阿部課長】 ただいまの説明事項について、ご質問等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

【阿部課長】 道及び国からの説明は以上となります。

続いて、北海道電力から資料の説明をいただきますが、資料の配付及び説明者の席を交代いたしますので、5分ほど休憩いたしたいと存じます。

再開時刻は1時57分ごろとしますので、よろしく申し上げます。

[ 休 憩 ]

【阿部課長】 それでは、会議を再開いたします。

ただいま配付した資料につきまして、北海道電力から説明をお願いしたいと存じます。

【北海道電力(成田原子力担当部長)】 北海道電力総務部立地室の成田と言います。

いつも大変お世話になっております。

本日は、当社業務に関する説明の機会を設けていただきまして、大変ありがとうございます。

ます。

まずは、当社出席者のご紹介をさせていただきます。

私の隣は、原子力事業統括部原子力業務グループリーダーの板谷でございます。

そして、原子力建築グループリーダーの野尻でございます。

それでは、着席してご説明させていただきます。

本日は、当社から4点続けて一通りご説明させていただきます。

資料は、資料1から資料5までございまして、資料2がクリップどめされていまして、添付資料1から添付資料4までついております。

資料はよろしいでしょうか。

それでは、お手元の資料1、泊発電所原子力事業者防災業務計画の修正についてをご覧ください。

この防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法に基づきまして、毎年検討を加え、必要と認められる場合は、所要の修正を行った上で、内閣総理大臣と原子力規制委員会に届け出ることになっております。

今年は、3月29日に修正の届け出を行っておりますので、概要についてご説明いたします。

裏面の添付資料のページをご覧ください。

項目の一つ目、EALに関する追記・修正でございます。

EALとは、緊急時活動レベルを言いますが、原子力発電所で発生した事故の状態が警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の三つのうち、どの緊急事態区分に該当するか、判断するための技術的な基準でございます。

今回は、国の指針などの改正に伴い、防災業務計画に記載しているEALに関して、語句の修正と、EALの適用号機について追記を行っております。

EALの適用号機に関する追記について、もう少しご説明させていただきます。

次のページの右肩に参考資料と書かれた資料をご覧ください。

防災業務計画では、泊発電所で適用されるEALの全てが記載されておりますけれども、実際には、原子力規制委員会による新規基準の適合性審査に合格していないプラントには適用されないEALも存在します。

例えば、資料中段の少し上くらいにあります、AL21やSE21と書かれている原子炉冷却材の漏えいに関わる事象につきましては、現在、適合性審査中で停止している泊発電所の1号機から3号機には適用されません。

このため、事故、事象が発生した際に、その事故、事象がそのときの泊発電所において、EALに該当するかどうか、迅速かつ正確に判断できるよう、一覧表などに各EALが適用される号機を追記したものでございます。

左側の添付資料に戻っていただきまして、次に、平成30年4月泊発電所原子力事業者防災業務計画読み替え内容の反映についてでございます。



当社では、昨年4月、原子力事業の体制強化を目的に、原子力部門と原子力に関わる土木部門が一体となった原子力事業統括部を新たに設置しましたことから、原子力防災組織の体制や名称などを変更しております。

この変更につきましては、これまで、原子力規制庁の基準に基づき、軽易な変更扱いとして、読み替え表により対応していたものを、今般の修正にあわせて防災業務計画に反映したものでございます。

そのほか、防災業務計画の全般にわたり、他事業者の防災業務計画などを参考に用語の定義を修正したほか、原子力防災資機材の名称の修正や数量変更の反映などの所要の修正を行っております。

3月の主な修正点は以上でございます。今後も、適宜、計画の見直しを行い、防災業務計画の充実化を図ってまいりたいと考えています。

資料1のご説明は以上でございます。

続きまして、資料2、原子力規制委員会への原子力防災訓練実施結果の報告についてをご覧ください。

当社は、泊発電所の安全確保に努めるとともに、原子力防災訓練を繰り返し実施し、抽出された課題への対応を着実に実施していくことで、原子力防災体制及び緊急時対応の継続的改善に取り組んでいるところでございます。

原子力事業者が実施した原子力防災訓練の結果については、原子力災害対策特別措置法の規定に基づきまして、原子力規制委員会へ報告することとなっております。

今回は、平成29年9月から平成30年11月までに実施した各種訓練の結果を取りまとめ、本年5月21日に報告しておりますので、概要をご説明いたします。

裏のページの添付資料1をご覧ください。

こちらは、昨年11月に実施した総合訓練の結果について記載しております。

表の5. 訓練の評価に記載の訓練目的①から④のとおり、訓練の目的を明確に設定した上で訓練に臨み、訓練後は、各目的に対する達成状況について詳細な評価を行っております。

次に、2ページ右側の6. 今後に向けた改善点をご覧ください。

ここでは、訓練で抽出された改善点と改善に向けた対策を記載しております。

今回の訓練での主な改善点を3ページにかけて記載しております。

一部についてご説明しますと、2ページの泊発電所の(3)で、事故の進展状況を関係機関へ通報、報告する回数が少なかったことなどの情報連絡について記載があります。

次のページですが、本店の(4)で、事故状況の把握や事故収束に向けた対策の戦略などについて、泊発電所と札幌の本店対策本部の間で情報共有の不足があったこと、結果として本店対策本部から原子力規制庁への戦略などについての情報提供に不足があったことなどの改善点がございました。

資料2のかたまりの一番後ろに添付しておりますA4判横のカラーの資料をご覧ください

い。

これは、各原子力事業者が報告した訓練結果に対する原子力規制庁の評価結果を取りまとめたものでございます。

当社の訓練結果に対する規制庁の評価は、左から6番目に記載されておりますけれども、先ほど改善点として挙げた本店から原子力規制庁への情報提供や社外への情報連絡について、評価指標の2番目と4番目が、AからCまでの3段階のうち、最も低いCという評価になりました。当社では、この結果を真摯に受けとめまして、また訓練後に必要な対策を立案の上、その後に実施している訓練などを通じ、課題の着実な改善に取り組んでおります。

資料2の添付資料1の3ページにもう一度戻っていただきたいと思います。

3ページのIIの要素訓練と書いたところでございます。

ここは、代替給水訓練などシビアアクシデント対応訓練を含めまして、現場における操作手順の習熟などを目的として実施している要素訓練の実施結果について、内容、訓練回数、参加人数、評価結果などを記載しております。

要素訓練につきましては、定めた手順書などに従って適切な対応ができているか、確認することを主な目的として実施しております。訓練の中で発見された要改善事項につきまして、手順書に反映するなどして、より適切な対応ができるよう努めております。

今後も、訓練を継続して実施し、防災対応における技能の習熟に努めてまいります。

以降の添付資料2と添付資料3につきましては、総合訓練及び要素訓練の詳細について記載した資料になります。後ほど、ご覧いただければと思います。

当社としましては、今後とも原子力防災訓練を繰り返し実施し、発見された課題への対策を着実に実施していくことで、原子力防災体制及び緊急時対応の継続的改善に取り組んでまいりたいと思います。

資料2の説明は以上でございます。

次に、泊発電所の審査の状況についてご説明させていただきます。

A3判の資料3をご覧ください。

この資料は、審査で議論している主な課題への対応状況を取りまとめたものでございます。

資料の左側でございますが、現在、発電所敷地内の断層が将来活動する可能性のある活断層に当たるかどうかについて、継続して審査を受けている状況です。

真ん中辺に二つある図のうち、右側の図bをご覧ください。

活断層であるかの判断に当たりましては、下から伸びている断層によって変位、変形、いわゆるずれが生じている地層の上、緑色の地層Aの年代評価がポイントとなっております。

このずれが生じていない地層が、活断層を評価する基準の12万年から13万年前よりも古い年代に堆積した地層であれば、この断層は活断層に当たらないことになります。

このようにずれが生じていない地層のことを上載地層と言います。そして、この上載地層の年代を特定することで、その地層の下の地層にある断層が活断層なのかどうかを評価する方法を上載地層法と言っております。

この資料3は、後ほどもう一度ご覧いただきますけれども、先に資料4の解説版と書かれたパワーポイント資料をご覧ください。

この資料は、北海道の原子力専門有識者会合におけるご助言を踏まえまして、昨年2月に作成したものを、その後の審査状況に応じ、適宜、更新しております。お手元の資料は、本年5月に更新いたしました。

この資料は、A3判資料とともに、当社ホームページに掲載しております。

この資料を用いて、上載地層の年代評価に関する当社の説明内容や、当社の評価、説明に対する原子力規制委員会からのコメント内容などをご説明させていただきます。

資料には、右肩にスライド番号を振っております。

1枚めくっていただきまして、スライドの6をご覧ください。

本年2月の審査会合での当社の説明内容についてでございます。

スライドの中段左側の図をご覧ください。

現在、主に議論している断層、F-1断層と呼んでおりますが、この断層と上載地層の関係をあらわした図でございます。

ポイントとなっている断層の活動によるずれが生じていない上載地層は、地層Aと黄色の地層B（砂層）となります。

上載地層の年代評価は、敷地周辺の地層の堆積状況との比較という考え方により検討を行っております。

イメージとしては、敷地内と敷地周辺の地層とを、それぞれの分布や堆積物の厚さ、堆積物を構成する粒子の形状などで比較しまして、類似性を導き出すことで敷地内の上載地層が堆積した年代を評価するものでございます。

さまざまな可能性を考慮し、評価した結果、スライドの中段右の表にあるとおり、三つのケースに分けて地層が堆積した年代を評価することとしました。そして、いずれのケースでも、上載地層は、活断層と評価する基準の12万年から13万年前よりも古い年代に堆積した地層であると評価いたしました。

もう一度、スライドの中段左側の図をご覧ください。

F-1断層の上位には、複数の小規模な断層、小断層も確認されております。このため、これら小断層について、図にあるとおり、F-1断層とは連続していないことなどから、F-1断層と関連せず、震源として考慮すべき断層ではないことをあわせて説明いたしました。

次のページのスライド7をご覧ください。

当社の検討結果に対する規制委員会からの主なコメントでございます。

スライド下側の緑色の囲みに記載のとおり、まず小断層は、F-1断層と断層が伸びて

いる方向が類似していることなどから、F-1断層と一連のものである可能性を否定できないとのコメントがございました。

左側の図の緑点線の円のところについてですけれども、小断層とF-1断層が一連の断層と考えた場合、上載地層は緑色の地層Aになりますが、規制委員会からは、断層によるずれが地層Aと黄色の地層B（砂層）の境界まで及んでいないため、地層Aは上載地層には使用できないとの見解が示されました。

この上載地層に使える地層と使えない地層の違いについて、先ほどのA3判の資料3で、もう一度ご説明させていただきたいと思います。

先ほど見ていただいた中段の図aと図bは、小断層とF-1断層を一連のものとした場合の、断層と地層との関係を簡単にあらわした図でございますが、上載地層法では、図bのように、断層によるずれが地層Aと地層Bの境界面まで達していることがポイントでございます。この場合、地層Aを上載地層として使用できます。

一方の図aですけれども、赤点線の丸囲みのように、断層によるずれが地層Aと地層Bの境界面まで達していない場合、地層Aは上載地層には使用できず、断層の上に活断層の判断基準となる12万年から13万年前より古い地層があったとしても、断層の活動性は否定できないということが規制委員会の見解として示されました。

資料4のスライド7に戻っていただきまして、先ほどの緑色の囲みの部分ですが、規制委員会からは、F-1断層と小断層が一連のものである可能性を否定できないこと、そして、当社が提示した調査データでは、断層によるずれが上載地層とする地層まで及んでいないこと、この2点によりまして、当社が2月の審査会合で示した調査データでは、F-1断層の活動性は否定できないとのコメントがございました。

当社が2月の審査会合で示した調査データは、泊発電所1・2号機建設時のものでございまして、既に造成などにより調査した箇所は消失しているため、現場での再調査はできず、これ以上の詳細な検討が難しい状況でございます。このため、当社は、新たなデータ取得を目的に、ボーリングや開削調査などの追加調査を実施しておりまして、得られたデータをもとに検討結果をまとめ、10月下旬ころには原子力規制庁にご説明できるよう、準備を進めていきたいと考えております。

以降のスライドは割愛させていただきます。

冒頭のA3判の資料の主な課題のうち、残りの課題について、少し詳しく説明しております。内容は、1月の会議時点と変わっておりません。これらの課題についても、順次、審査会合などの場で説明できるよう準備を進めております。

資料3と資料4の説明は以上となります。

最後になりますけれども、資料5をご覧ください。

昨年12月に、泊発電所3号機非常用ディーゼル発電機のリレー端子接続不良に関しまして、原子力規制委員会より保安規定違反と判断された事象への対応状況についてご説明させていただきます。

1月の連絡会議で、事象の全体概要と根本原因の分析を行いまして、その結果を踏まえ再発防止対策を3月までに策定することなどをご説明させていただきました。

再発防止対策の策定に向けまして、昨年12月に社内に専門チームを設置し、非常用ディーゼル発電機の調達先の工場への調査や関係者へのインタビューに加えまして、外部の分析専門家のご意見も伺いながら、根本原因の分析を行いました。

ですが、本年3月20日に、再発防止対策をより確実なものとするため、当社の製品調達管理や保守管理に関する追加の分析を行うこととしまして、再発防止対策の策定期を2カ月から3カ月程度延期することを公表させていただきました。

お手元の資料は、3月の公表以降、現在までの対応状況をお知らせするため、昨日、改めて公表したものでございます。

まず、設備の点検状況などにつきまして、囲みの下に記載がございますが、当社は、これまでに、接続不良が判明した非常用ディーゼル発電機の制御盤を製作したメーカーから、泊発電所へ納入された安全上重要度の高い全ての制御盤につきまして、今回の事象と同じ構造の1カ所に2本の端子が接続されている部分を点検いたしまして、健全であることを確認しました。

また、今回の事象を踏まえまして、泊発電所員とこのメーカーの原子力設備を納入している工場社員を対象に、事例周知による教育を実施いたしまして、このメーカーの制御盤製作に関する手順書に、1カ所に2本の端子を接続する部分に関する留意事項を記載いたしました。

次に、再発防止対策の策定に向けた対応状況ですけれども、裏のページをご覧ください。

当社の調達管理上の問題につきまして、追加の分析を実施してきましたが、今般、これまでの分析を通じて、再発防止対策をより確実なものとするためには、さらに当社の調達管理の背後にある組織的要因の洗い出しと分析の深掘りなどが必要と判断しまして、さらに時間をかけて、根本原因の分析を実施することといたしました。

このため、再発防止対策の策定につきましては、もう少し時間を要することになり、大変ご心配をおかけしておりますが、策定でき次第、お知らせさせていただくこととしまして、より万全な再発防止対策の策定に向けて、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

当社からの説明は以上となります。

**【阿部課長】** ただいまの説明事項につきまして、ご質問、ご意見等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

**【阿部課長】** 泊発電所につきましては、現在、規制委員会において、審査が継続中がございますけれども、北電におきましては、引き続き、防災訓練等を通じまして、原子力防災体制の充実強化に努めていただくとともに、説明のありました昨年度の訓練の課題につきましては、確実な改善に努めていただくこと、そして、道や関係自治体、道民への情報提供を丁寧に行っていただきまして、安全性向上に向けて不断に取り組んでいただきたい

と存じます。

また、非常用ディーゼル発電機の端子の接触不良の関係につきましては、速やかな実効性のある対策を講じまして、保安体制の充実強化に取り組んでいただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、最後に、全体を通して何かご質問等がございますか。

(「なし」と発言する者あり)

### 3. 閉 会

【阿部課長】 特になければ、以上をもちまして、本日の原子力防災に関する連絡会議を終了いたしたいと存じます。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

以 上